c　自家用バスの標準軽油使用量に交付年度の前年度の９月末日における自家用バスの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの

d　自家用トラックの標準軽油使用量に交付年度の前年度の９月末日における当該都道府県内の自家用トラックの登録台数を乗じたもの

e　交付対象者のうち、営業用バスを用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とするもの又は当該事業を営む地方公共団体にあっては営業用バスの標準軽油使用量に交付年度の前年度の９月末日における交付対象者に係る営業用バスの登録台数を乗じたもの、営業用トラックを用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とするものにあっては営業用トラックの標準軽油使用量に交付年度の前年度の９月末日における交付対象者に係る営業用トラックの登録台数を乗じたもの

D　平成６年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として算定するために乗ずべき数値

（交付の手続）

第三条　運輸事業振興助成交付金の交付の手続は、都道府県の規則で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十三年度における運輸事業振興助成交付金についての第二条の規定の適用については、「総務大臣が定める」とあるのは、「附則別表に掲げる」とする。

附則別表（附則第二条関係）

交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合	0.91
営業用バスの標準軽油使用量	13,320リットル
営業用トラックの標準軽油使用量	14,150リットル
自家用バスの標準軽油使用量	2,570リットル
自家用トラックの標準軽油使用量	1,920リットル
平成６年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として算定するために乗ずべき数値	(15÷130)×0.3875

○厚生労働省令第百十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五号の四十八を第五号の四十九とし、第五号の十四から第五号の四十七までを一号ずつ繰り下げ、第五号の十三の次に次の一号を加える。

五の十四　二―アミノ―二―［二―（四―オクチルフェニル）エチル］プロパン―一・三―ジオール（別名フィンゴリモド）、その塩類及びそれらの製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第七号の二十一を第七号の二十二とし、第七号の二十を第七号の十九とし、第七号の十九の次に次の一号を加える。

七の二十　七アルファ―［九―［（四・四・五・五―ペンタフルオロペンチル）スルフィニル］ノニル］エストラ―一・三・五（一〇）―トリエン―三・一七ベータ―ジオール（別名フルベストラント）及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　カナキヌマブ及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第三十六号の三十二を第三十六号の三十三とし、第三十六号の十五から第三十六号の三十一までを一号ずつ繰り下げ、第三十六号の十四の次に次の一号を加える。

三十六の十五　（一Ｓ・二ａＲ・六ａＳ）―二―（（二Ｓ）―二―シクロヘキシル―二―［（ピラジン―二―イルカルボニル）アミノ］アセチルアミノ｝―三・三―ジメチルブタノイル）―Ｎ―［（三Ｓ）―一―シクロプロピルアミノ―一・二―ジオキソヘキサン―三―イル］オクタヒドロシクロペンタ［ｃ］ピロール―一―カルボキサミド（別名テラプレビル）及びその製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百十八号

薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十九条の規定に基づき、旧薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二第六号中(633)を(634)とし、(606)から(632)までを(607)から(633)までとし、同号(605)中「点鼻剤及び内用剤」を「内用剤、点眼剤及び点鼻剤」に改め、同号中(605)を(606)とし、(457)から(604)までを(458)から(605)までとし、(456)の次に次のように加える。

(457)　三―［（（二Ｒ・三Ｓ）―二―｛（一Ｒ）―一―［三・五―ビス（トリフルオロメチル）フェニル］エトキシ｝―三―（四―フルオロフェニル）モルホリン―四―イル）メチル］―五―オキソ―四・五―ジヒドロ―一Ｈ―一・二・四―トリアゾール―一―イルホスホン酸　ビス［一―デオキシ―一―（メチルアミノ）―Ｄ―グルシトール］（別名ホスアプレピタントメグルミン）及びその製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の二第六号(605)の改正規定（「点鼻剤及び内用剤」を「内用剤、点眼剤及び点鼻剤」に改める部分に限る。）は、平成二十三年十一月一日から施行する。